

○国立大学法人東北大学における行政機関等匿名加工情報の提供等に関する取扱細則

平成30年2月27日

副学長（法務コンプライアンス担当） 裁定

（趣旨）

第1条 この細則は、国立大学法人東北大学における行政機関等匿名加工情報の提供等に関する取扱規程（平成30年規第22号。以下「規程」という。）第15条の規定に基づき、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等について必要な事項を定めるものとする。

（提案の方法等）

第2条 規程第4条第1項の提案は、別記様式第1号（以下「提案書」という。）を提出することにより行うものとする。

2 代理人によって前項の提案をする場合にあっては、提案書に別記様式第2号を添えて行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、提案書には、次に掲げる書面及び書類を添付しなければならない。

一 第1項の提案をする者が規程第5条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（別記様式第3号）

二 提案書により提案する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

三 第1項の提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

四 第1項の提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの

五 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため総長が適当と認める書類

六 前各号に掲げる書類のほか、総長が必要と認める書類

4 前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第3号から第5号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

（審査結果の通知）

第3条 規程第6条第3項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第4—1号により行うものとする。

- 一 別記様式第5号により作成した規程第8条（規程第10条第2項で準用する場合を含む。第5条及び第8条において同じ。）の規定による申込書
- 二 別記様式第6号により作成した契約書2部

2 規程第6条第4項の規定による通知は、別記様式第7—1号により行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第4条 規程第7条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約は、第3条第1項の書類を提出することにより行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第5条 規程第8条第1項の基準は、次のとおりとする。

- 一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に本学において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第6条 規程第9条第1項の提案は、別記様式第8号により行うものとする。

- 2 第2条第2項から第4項まで、第3条及び第4条の規定は、規程第9条第1項の提案をする場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「別記様式第4—1号」とあるのは「別記様式第4—2号」と、「別記様式第6号」とあるのは「別記様式第9号」と、同条第2項中「別記様式第7—1号」とあるのは「別記様式第7—2号」と読み替えるものとする。

（提案書に記載された内容の軽微な変更）

第7条 規程第7条の規定による契約後、提案書の記載事項に、規程第9条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときに当たらない軽微な変更が生じた場合は、別記様式第10号により申し出を行うものとする。

（事務）

第8条 この細則に関する事務は、総務企画部法務・コンプライアンス課が処理する。

附 則

この細則は、平成30年2月27日から施行する。

附 則（平成31年3月29日改正）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月19日改正）

この細則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年1月25日改正）

この細則は、令和3年1月25日から施行する。

附 則（令和4年3月28日改正）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月2日改正）

この細則は、令和6年12月2日から施行する。

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

東北大学総長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律第112条第1項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足る事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - （1）利用の目的
 - （2）利用の方法
 - （3）利用に供する事業の内容
 - （4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R

(2) 提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、国立大学法人東北大学のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（個人情報の保護に関する法律第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は1,000人）を記載すること。

3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、本学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドライン」を踏まえて記載すること。

6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

委任状

受任者 郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所
(ふりがな)
氏 名
連絡先

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第1項・第118条第1項前段・第118条第1項後段、第115条及び第119条の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所
(ふりがな)
氏 名
連絡先

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 委任者が法人その他の団体にあつては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3号（第2条第3項関係）

誓 約 書

年 月 日

東北大学総長 殿

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

個人情報に関する法律 第112条第3項 の規定により提案する者（及びその
第118条第2項において
準用する第112条第3項

役員）が、同法第113条各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

東 北 大 学 総 長

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めますので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人東北大学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、国立大学法人東北大学における行政機関等匿名加工情報の提供等に関する取扱細則第3条第1項の別記様式第5号「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

（1）納付すべき手数料の額

（2）手数料の納付方法

別紙請求書による銀行振込とする。

なお、銀行振込手数料は、振込者の負担とする。

（3）手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

別記様式第4－2号（第6条第2項において読み替えて準用する第3条第1項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

東 北 大 学 総 長

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めますので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人東北大学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、国立大学法人東北大学における行政機関等匿名加工情報の提供等に関する取扱細則第4条第1項の別記様式第5号「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

（1）納付すべき手数料の額

（2）手数料の納付方法

（3）手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

東北大学総長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる
事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の
氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレス
を記載すること。担当部署等がある場合は、当
該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

個人情報保護に関する法律 第115条 の規定により行政機関等匿名
第118条第2項において
準用する第115条

加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

一 行政機関等匿名加工情報の作成に用いる個人情報ファイルの名称

二 作成する行政機関等匿名加工情報の名称

三 手数料の額

円

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第115条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する国立大学法人東北大学（甲）と（行政機関等匿名加工情報を事業に利用しようとする者の名称）（乙）とは、法第2条第9項に定める行政機関等匿名加工情報（以下「行政機関等匿名加工情報」という。）の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

年 月 日

（甲） 住 所

名 称

代表者氏名

印

（乙） 住 所

氏 名（名称）

代表者氏名

印

(定義)

第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。

- 一 「本行政機関等匿名加工情報」とは、本契約に基づいて甲が作成し、乙がその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報であつて、別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
- 二 「本利用条件」とは、本行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から本行政機関等匿名加工情報の利用期間の終了日までとする。

(本行政機関等匿名加工情報の作成及び提供)

第3条 甲は、別紙1に定める仕様による本行政機関等匿名加工情報を作成するものとする。

- 2 甲は、本行政機関等匿名加工情報の作成を完了したときは、別紙1【行政機関等匿名加工情報の提供方法】に定める方法により、乙に対して本行政機関等匿名加工情報を提供するものとする。
- 3 前項の規定により、乙が甲から本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

第4条 乙は、本行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、当該検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題等を発見したときは、直ちに甲に対してその旨を報告しなければならない。

- 2 乙は、本行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本行政機関等匿名加工情報を受領した日から起算して14日以内に、甲に対し、理由を明示して本行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
- 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により甲が応じた場合、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 甲は、乙に対し、●年●月●日から○年○月○日までの間、本行政機関等匿名加工情報を本利用目的等の範囲内で利用することを許諾するものとする。

- 2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本行政機関等匿名加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。

3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。

- 一 本行政機関等匿名加工情報に関する著作権は甲に帰属すること
- 二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本行政機関等匿名加工情報に関する著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと

(受領者の義務)

第6条 乙は、第3条第3項の規定により本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から、本行政機関等匿名加工情報が、法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ、法の規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 乙は、本行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報委員会告示第6号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。
- 3 乙は、本行政機関等匿名加工情報を取り扱うにあたっては、本人を識別するために本行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 乙は、本行政機関等匿名加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、直ちに甲にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、法第113条に規定する欠格事項に該当することとなったときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの（以下本条において「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - 一 開示された時点で、既に公知となっている情報
 - 二 開示された後、情報を開示された者（以下「受領当事者」という。）の責めによらず公知となった情報
 - 三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報
 - 四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- 3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。
- 4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければならない。この場合において、乙は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

(契約終了後の措置等)

第8条 乙は、本契約が終了した日以後は、本行政機関等匿名加工情報を利用してはならない。

2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、本行政機関等匿名加工情報を甲に返却しなければならない。

3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した本行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報が読み取ることができないように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務づけられている場合はこの限りでない。

4 甲は、乙に対し、前項に従って本行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたことを証する書面の提出を求めることができる。

5 乙は、本契約が終了した後も、本行政機関等匿名加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は本行政機関等匿名加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

(甲による契約解除)

第9条 甲は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。

一 乙に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき

二 乙が本契約の締結に当たって、甲に対して虚偽の書面及び書類を提出したことが判明したとき

三 乙が法第113条に掲げる欠格事由に該当することとなったとき

四 乙に重大な契約違反行為があったとき

2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本行政機関等匿名加工情報に関する手数料は返還しない。

(属性要件に基づく契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人その他の団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他法人その他の団体の業務執行の意思決定に影響を及ぼす者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第11条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(損害賠償)

第12条 甲は、前2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

2 乙は、甲が前2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第13条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

(免責)

第15条 甲は、乙が本行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益若しくは損失について、乙に対し責任を負わないものとする。

2 甲は、乙による本行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

(準拠法)

第16条 本契約の解釈及び適用に当たっては日本法が適用される。

(管轄)

第17条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の仙台地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、双方誠意をもって協議し、決定する。

(存続条項)

第19条 本契約が終了した後も、第6条から第8条まで、第9条第1項第3号、第12条、第13条及び第15条から第18条までについては有効に存続するものとする。

(別紙 1)

1. 行政機関等匿名加工情報の詳細

(1) 作成に用いる個人情報ファイルの名称

(2) 行政機関等匿名加工情報の名称

(3) 行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数 (データ量)

(4) 行政機関等匿名加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容 (下表のとおり。)

記録項目	情報の内容

2. 行政機関等匿名加工情報の提供方法

(別紙2)

行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件

--

別記様式第7－1号（第3条第2項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

東北大学総長

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第114条第1項第 号の基準に適合しないと認めることから、同条第3項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

別記様式第7－2号（第6条第2項において読み替えて準用する第3条第2項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

東北大学総長

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

東北大学総長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる
事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者
の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレス
を記載すること。担当部署等がある場合は、当
該担当部署名及び担当者を記載すること。）

第118条第1項前段
個人情報の保護に関する法律 の規定により、以下のとおり作成された
第118条第1項後段

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項
2. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - （1）利用の目的
 - （2）利用の方法
 - （3）利用に供する事業の内容
 - （4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R

(2) 提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第117条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第118条第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

一 作成された行政機関等匿名加工情報に係る個人情報ファイルの名称

二 利用する行政機関等匿名加工情報の名称

三 手数料の額

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第118条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する国立大学法人東北大学（甲）と（作成された行政機関等匿名加工情報を事業に利用する者の名称）（乙）とは、法第117条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報（以下「作成済行政機関等匿名加工情報」という。）の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自一通を保有する。

年 月 日

（甲） 住 所

名 称

代表者氏名

印

（乙） 住 所

氏 名（名称）

代表者氏名

印

(定義)

第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。

- 一 「本作成済行政機関等匿名加工情報」とは、法第117条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報を乙がその事業の用に供するものであって、別紙1【作成済行政機関等匿名加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
- 二 「本利用条件」とは、本作成済行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から本作成済行政機関等匿名加工情報の利用期間の終了日までとする。

(行政機関等匿名加工情報の提供)

第3条 甲は、別紙1に定める本作成済行政機関等匿名加工情報を、別紙1【作成済行政機関等匿名加工情報の提供方法】に定める方法により、甲に提供するものとする。

- 2 前項の規定により、乙が甲から本作成済行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から別紙1【作成済行政機関等匿名加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

第4条 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題を発見したときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

- 2 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本作成済行政機関等匿名加工情報を受領した日から起算して14日以内に、甲に対し、理由を明示して本作成済行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
- 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により甲が応じた場合、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 甲は、乙に対し、●年●月●日から○年○月○日までの間、本作成済行政機関等匿名加工情報を本利用目的等の範囲内で利用することを許諾するものとする。

- 2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本作成済行政機関等匿名加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。
- 3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。

- 一 本作成済行政機関等匿名加工情報に関する著作権は甲に帰属すること
- 二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本作成済行政機関等匿名加工情報に関する著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと

(受領者の義務)

- 第6条 乙は、第3条第2項の規定により本作成済行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から、本作成済行政機関等匿名加工情報が、法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ、匿名加工情報取扱事業者に係る規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。
- 2 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報委員会告示第6号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。
 - 3 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報を取り扱うにあたっては、本人を識別するために本作成済行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 4 乙は、本作成済行政機関等匿名加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、直ちに甲にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。
 - 5 乙は、法第113条に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

(秘密保持)

- 第7条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの（以下本条において「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - 一 開示された時点で、既に公知となっている情報
 - 二 開示された後、情報を開示された者（以下「受領当事者」という。）の責めによらず公知となった情報
 - 三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報
 - 四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
 - 3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。
 - 4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければならない。この場合において、乙は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

(契約終了後の措置等)

第8条 乙は、本契約が終了した日以後は、本作成済行政機関等匿名加工情報を利用してはならない。

2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、本作成済行政機関等匿名加工情報を甲に返却しなければならない。

3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した本作成済行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報が読み取ることができないように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務づけられている場合はこの限りでない。

4 甲は、乙に対し、前項に従って本作成済行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたことを証する書面の提出を求めることができる。

5 乙は、本契約が終了した後も、本作成済行政機関等匿名加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は本作成済行政機関等匿名加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

(甲による契約解除)

第9条 甲は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。

一 乙に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき

二 乙が本契約の締結に当たって、甲に対し虚偽の書面及び書類を提出したことが判明したとき

三 乙が法第113条（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）における法の委任規定を含む。）に掲げる欠格要件に該当することとなったとき

四 乙に重大な契約違反行為があったとき

2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本作成済行政機関等匿名加工情報に関する手数料は返還しない。

(属性要件に基づく契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第11条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(損害賠償)

第12条 甲は、前2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

2 乙は、甲が前2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第13条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

(免責)

第15条 甲は、乙が本作成済行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益若しくは損失について、乙に対し責任を負わないものとする。

2 甲は、乙による本作成済行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

(準拠法)

第16条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(管轄)

第17条 この契約にについて裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の仙台地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、決定する。

(存続条項)

第19条 本契約が終了した後も、第6条から第8条まで、第9条第1項第3号、第12条、第13条及び第15条から第18条までについては有効に存続するものとする。

(別紙1)

1. 作成済行政機関等匿名加工情報の詳細

(1) 作成に用いた個人情報ファイルの名称

(2) 作成済行政機関等匿名加工情報の名称

(3) 作成済行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数(データ量)

(4) 作成済行政機関等匿名加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容(下表のとおり。)

記録項目	情報の内容

2. 作成済行政機関等匿名加工情報の提供方法

(別紙２)

作成済行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件

- ・ 提供された作成済行政機関等匿名加工情報について、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- ・ 提供された作成済行政機関等匿名加工情報を提案書に記載した目的以外に利用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- ・ 提供された作成済行政機関等匿名加工情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- ・ 不適切利用を行った場合、行政機関等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- ・ その他、作成済行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し甲の指示に従うこと。

年 月 日

記載事項変更申出書

東北大学総長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、次のとおり申し出ます。

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更事項に係る添付書類名

記載要領

1. 氏名の変更の場合、氏名にふりがなを付すこと。
2. 行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）に変更が生じた場合、当該取扱従事者の氏名、所属部署、連絡先等を「備考欄」に記載すること。
3. 取扱従事者でなくなった者が個別に取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考欄」に記載すること。
4. 上記1. の「変更内容」欄に記載する場合に煩雑となるときは、別紙とすること。
5. 上記2. の「変更に係る添付書類名」に列記した書類を添付すること。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。